

2025年12月9日

令和7年青森県東方沖を震源とする地震により被害を受けられた契約者様へ

令和7年青森県東方沖を震源とする地震により被害を受けられたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

明治安田トラスト生命では、災害救助法適用地域で被災された契約者様からお申し出をいただいた場合、保険料の払い込みや保険金のお支払いなどについて、特別なお取扱いをさせていただきます。

1. 保険料の払い込みに関する期間の延長

お申し出により、保険料の払い込みについて猶予する期間を延長（最長6ヵ月間）いたします。

2. 保険金・給付金請求手続きの簡易取扱い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易な取扱いをいたします。
詳細につきましては、下記にてお問い合わせご相談を承っておりますので、ご利用いただきますよう、ご案内申し上げます。

【お問い合わせ先】

カスタマーサービスセンター

0120-503-928

受付時間

月曜～金曜 9:00～18:00

土曜 9:00～17:00

（祝日・年末年始を除く）

【災害救助法の適用状況】

災害救助法適用地域および詳細状況につきましては、内閣府ホームページの「災害救助法の適用状況」をご参照ください。

（リンク）

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以 上